

国立市立保育園延長保育条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の利用について短時間の区分に認定された児童に係る延長保育について定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市立保育園延長保育条例の一部を改正する条例案

国立市立保育園延長保育条例(平成14年3月国立市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準時間認定児童 国立市保育の必要性の認定の基準に関する条例施行規則(平成26年11月国立市規則第45号)第6条第1項の規定により、保育必要量が保育の利用について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分に認定された児童及び同条第2項の規定による認定を受けた児童をいう。
- (2) 短時間認定児童 国立市保育の必要性の認定の基準に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、保育必要量が保育の利用について1

月当たり平均120時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に認定された児童をいう。

(3) 通常延長保育 午後6時15分から午後7時15分までに行う保育をいう。

(4) 朝延長保育 午前7時15分から午前8時30分までに行う保育をいう。

(5) 午後延長保育 午後4時30分から午後6時15分までに行う保育をいう。

(6) 延長保育 通常延長保育、朝延長保育及び午後延長保育をいう。

第4条及び第5条を次のように改める。

(対象児童)

第4条 標準時間認定児童は、1か月を単位として通常延長保育を受けることができる。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、1日を単位として受けることができる。

2 短時間認定児童は、市長が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、1日を単位として朝延長保育、午後延長保育又は通常延長保育を受けることができる。

(申請及び承認)

第5条 標準時間認定児童又は短時間認定児童の保護者は、延長保育を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、承認を受けなければならない。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(延長保育料)

第6条 市長は、前条の規定により承認を受けた保護者から、当該承認を受けた延長保育に要する費用(以下「延長保育料」という。)として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を徴収する。

(1) 通常延長保育 児童1人につき月額2,500円(第4条第1項ただし書及び同条第2項の規定により行う通常延長保育については、児童1人につき日額500円)

(2) 朝延長保育 児童1人につき日額500円

(3) 午後延長保育 児童1人につき日額500円

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。